

## 第2章 歴史及び文化資源

### 2.1 導入

本章は、歴史及び文化資源の保全及び管理に関する基準を定める。

### 2.2 一般事項

世界遺産リスト及び文化財保護法に基づき文化財登録された文化財に配慮し、米国連邦法において、施設は、悪影響を回避又は軽減する目的で、文化財に対するあらゆる行為の影響を考慮しなければならない。

### 2.3. 要員の資格

施設は、以下のことを確保しなければならない：

2.3.1 歴史又は文化資源に係る任務を果たす要員は、世界、国内及び地域の歴史と文化に関する必要な専門知識を有する。

2.3.2 歴史又は文化資源に係る任務を指揮する要員は、訓練を受け、歴史又は文化資源の管理に係るその責任のレベルに応じた適格性を有する。

### 2.4 文化資源管理計画

施設は、以下を行わなければならない：

2.4.1 該当する現地の行政機関との協議の後：

2.4.1.1 記録検索及び目視調査を用いて、国防省の管理下にある区域において、歴史及び文化資源の目録を作成し、維持する。可能な場合、施設は地理空間情報を用いて歴史資産の位置を記録する。

2.4.1.2 該当する現地の行政機関の許可なしに、国防省要員が歴史又は文化資源に支障をきたす又は除去することを防ぐ手段を含み、既知の歴史又は文化資源を保護及び保全するための適切な手段を確立する。

2.4.2 国防省の管理下にある区域において文化資源が確認された場合、以下のために必要な情報を含む歴史及び文化資源管理計画を作成、維持し、実施する：

2.4.2.1 施設目録において、特定された歴史及び文化資源についての適切な判断を行う。

2.4.2.2 必要に応じて、いかなる有害な影響をも緩和する。

### 2.5 有害な影響の回避及び緩和

施設は、実施可能な範囲において、国防省の活動によって歴史及び文化資源に及ぼすおそれのある有害な影響を回避又は緩和しなければならない。

2.5.1 大規模な建設、大規模な修繕又は土地の形質変更を実施するにあたっては、事前に、該当する現地の行政機関と協議の上、予定事業敷地を評価し、歴史及び文化資源に対するいかなる有害な影響をも適切に回避、最小化及び緩

【本文書は日本語仮訳です】 J E G S は英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

和するためのあらゆる実施可能な手段を検討する。事前分析によって敷地が支障ないとされない限り、分析には最低限、以下の内容が含まなければならない：

2.5.1.1 建設作業の制限を示す敷地計画を作成する。承認後に事業範囲を変更する場合は、当該事業の再評価を要する。

2.5.1.2 事業の影響を受けるおそれのある歴史及び文化資源の有無を判断する。

2.5.1.3 予定事業の歴史及び文化資源に与える影響、又はその可能性を評価する。

2.5.1.4 潜在的に有害な影響に対する適切な緩和策を特定し、制限、制約又は規定を明記する。緩和策には以下を含むが、これらに限定しない：

2.5.1.4.1 行為の規模を制限すること。

2.5.1.4.2 行為の全部又は一部を移転すること。

2.5.1.4.3 影響を受ける資源又は財産の修理、修復又は復原を行うこと。

2.5.1.4.4 破壊又は大部分が改変されるおそれのある文化財からデータを復元し記録する。

2.5.2 実施された行為の記録を維持する。

2.5.3 国防省の活動の過程で、これまでに登録されていない歴史及び文化資源の潜在的なものが発見された場合。

2.5.3.1 該当する現地の行政機関との協議を保留している、新たに発見されたものを保存及び保護する。

2.5.3.2 歴史又は文化資源の適切な取扱いを決定する前に、適切な該当する現地の行政機関と協議する。施設司令官は、該当する現地の行政機関との調整を行った後、最終的な措置に係る決定を行うものとする。遺体の取扱いに関する一般的な制度を表 2.1 に示す。

2.5.4 施設は、歴史的建造物を適切に管理し、有害な影響を避けなければならない。建造物の増築、改築又は修繕においては、位置、規模、形状、意匠及び色彩など、建造物の当初の特性を維持すること。

【本文書は日本語仮訳です】 J E G S は英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 2.1: 日本における遺体取扱いの一般的な制度

最近の埋葬 (第二次世界大戦後)	過去の埋葬 (第二次世界大戦中又は以前)	不明
遺体は掘り起こされ、法医学的研究が行われる。	遺体は文書化され、記録され、原位置に保持される。	遺体は文書化され、記録され、原位置に保持される；施設は、遺体の起源の時代を決定するためのさらなる調査（大学、人類学者、文化資源機関等）の要請を検討し、人骨の起源の時代を決定するための更なる調査の要請を検討することができる。
	遺体は記録され、民族、年齢、性別及び人数を特定するために発掘される。	所有者が主張する遺体。